

第 2 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成 2 9 年 9 月 5 日 (火) 1 6 時 0 0 分
招集場所	赤村住民センター 会議室 2
開 会	平成 2 9 年 9 月 5 日 (火) 1 6 時 0 0 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1 番委員	松 本 國 廣 (議長)
2 番委員	在 津 圭 太
3 番委員	小 林 利 夫
4 番委員	中 村 宏 幸
5 番委員	道 壽 子
6 番委員	三 橋 誠
7 番委員	釘 崎 幹 子
8 番委員	川 上 巖
9 番委員	壽 崎 祥 子
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘
農地利用最適化推進委員	春 本 洋
農地利用最適化推進委員	中 村 明
二、本総会の書記は次のとおりである。	
書 記	瓜 生 覚

三、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
四、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第5号 農用地利用集積計画について
・議案第6号 農地法第25条の規定による和解の仲介申立について

松本議長

どうもみなさんこんにちは。お疲れのところ第2回総会へのご出席ありがとうございます。また今回よりは推進委員のみなさま方が同席となりますので、どうか今後共々よろしくお願いをいたします。

定刻となりましたので只今より第2回赤村農業委員会総会を開会いたします。日程第1議事録署名人を指名いたします。4番委員中村宏幸委員、5番委員道壽子委員さんを指名いたしますのでどうかよろしくお願いたします。それでは議案の前に総会の進行についてのお願いをいたします。質疑する委員さん及び答弁する事務局は、一問一答そのつど議長の許可を得て明確に発言をお願いいたします。関連する質疑につきましては、現質疑者の質疑が全部終わってから質疑をお願いいたします。

それでは日程第2議案第5号を議題とします。事務局から朗読と説明等をお願いいたします。

瓜生書記

(議案第5号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長

第5号議案につきまして事務局より説明等がございました。質疑等はございませんでしょうか。

推進機構が借りた場合は、機構がまた誰かに貸し出しすることですか。

瓜生書記

まず自分が例えば推進機構に貸したら、推進機構が今度は誰かに貸すという作業を行います。

- 道委員 これはあれですかね。村内の人でも村外の人でも受け入れるってことですかね。
- 瓜生書記 そうですね。基本的には村内村外。作る人がってことですかね。そうですね。
- 松本議長
中村委員 他に質疑等はございませんか。
- これは●●さんから個人的な農地の貸し借りという話しはなかったんですかね。
- 瓜生書記 そうですね。今回個人的に誰かに貸すっていうことじゃなくて、推進機構の方に貸し出すという話しがあって手続きを進めています。
- 溝邊事務局長 この事業を通すことによって補助金を貰えるというメリットがあるんですね。ですからお互い同士であれば補助金とかないんですけど、これを通せば補助金があるのでまずこれを通して利用権設定を行うということでございます。
- 瓜生書記 受ける人については年2回5月と11月に募集があって、出す土地については年中機構の方が受け付けています。受ける人は村内外問わず地域の担い手になっているかなど確認がありますので、そんなよく分からない人に貸し出されるようなことはないかなと。
- 松本議長 極端に言ったらですね、この●●さんの場合10年間のうちに推進機構がですね、今年度は小林委員が1年作ったけどあまり利益がないので1年でやめますとかたい。そういうことで機構の中でぐるぐる代わっていくというかたちができんともかぎらんわけよね。
- 瓜生書記 そうですね。まあ一応基本的には推進機構にこの場合でいうと10年貸します。そしたら推進機構が相手方を探すんですけど、例えば借りて作っていた人が途中で体調を崩したのでできませんとかなった場合には、また違う作り手の方を機構の方が探すようなかたちになります。
- 小林委員 こういう場合かなりの面積があるんですけど、場所によって作りやすい田んぼと作りにくい田んぼがあると思うんです。そういう場合作りにくい田んぼで作り手がない時はどうなるんですか。
- 瓜生書記 一応この借り受ける要件としては農用地区内の農地となってるんで、そんなに条件の悪い場所は出てこないかなと思いますし、もし仮に農地を機構が借りたけど2年間借り手が

見つからない場合は土地の持ち主に返すということになっております。

松本議長 他に質疑等はございませんか。

在津職務代理者 いいですか。農業推進機構の窓口は市町村になるんですね。なので地区外から借りるということになれば市町村の方でも検討すると思いますんで、なるべくないように村内の方に貸すようお願いしたいと思います。

釘崎委員 すいません。私まったく分からないんであれなんですけど。質問も何言っとんみたいな感じでとらえられると思うんですけど、これって本人が貸したいわけでしょ。それを何て言うんですかね。本人が貸したいのに何をここで話すのかなって。何か自分でも分かってないんですけど。ようは補助金がおりのからとかじゃないんですか。

松本議長 この助成金は毎年出るんじゃないやろ。10年間で1回だけでしょ。

瓜生書記 そうですね。

在津職務代理者 作る人が、●●さんがもう出来なくなったけん、借り手が赤村の中で探すことが出来んやったらここしか貸すところがないんよ。この窓口が市町村になるけん入ってくるのは交付金が入ってくるけど10年間で1回だけなんですよ。この土地を貸したら1回しかもらえないので、そのお金がどうとかやなくて自分が出来んで作ってくれる方がいないからここにしか出すところがないんです。赤村たぶん今からでも増えてくると思います。これを知っとる人がまだそんなにいませんので。

松本議長 個人に貸したら管理が悪いとかどうとか個人的な問題がないように役場に窓口があるならば役場を通して機構に貸し出したんじゃないですかね。

釘崎委員 わかりました。

松本議長 他に質疑等ございませんか。ないようでありますので採決にはいきたいと思えます。第5号議案について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

松本議長 全員をもって第5号議案を原案通り可決いたします。次に日程3議案第6号を議題といたします。事務局より朗読説明等をお願いします。

瓜生書記 (議案第6号 農地法第25条の規定による和解の仲介申立について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今第6号議案についての説明がございましたけども、これは●●さんってことは、●●さんが貸し手になっとるんかね。

瓜生書記 そうですね。この土地をお二人に貸しています。

松本議長 それであれば二人とも権限はないとちがうと。自分は直感したんですけどね。

道委員 だいたい二人とも仲が悪いですしね。結局●●さんの田んぼ二つあって借りてるって感じですから。もうこのごろから●●さんが何回も来てですね、●●さんが畦を削ってしまうって言うんですよ。削ってしまうからですね、モグラが通ってですね水が漏ったりするから畦シートとかしてくれっていったら、何でおれがそんなことせないけんかってそんな感じですよ。だからここでよせて話しおうたらいいと思うんですけどね。何かいい考えがあれば。

川上委員 これは難しい話しですよ。

小林委員 これは●●さんの土地と言ってるけど、古くから作っているみたいなので小作権がまだあると思うんですよね。

道委員 小作権はちょっと調べた方がいいかもですね。

松本議長 そのところは事務局でちょっと調べてみてください。

瓜生書記 分かりました。

松本議長 仲介者はそこらへんが分かってからということで、そうしないと何も分からないまま間に入ってもですね。

瓜生書記 そうですね。

松本議長 どのみち仲介に入ることにはなるとは思いますけど、農地法第25条第2項の規定通りに3名の仲介となっておりますので、私と今言われた通り地元であります道委員さん、それから地域が下赤ということで小林委員さんをお願いしたいと思っておりますけどよろしいですかね。

(一同「お願いします。」)

松本議長 今後の対応につきましては、総会終了後事務局も入って話し合いたいと思っておりますのでお二人の委員さんはよろしくお願いします。それでは日程4その他について何かございませんか。

(その他)

松本議長

これをもちまして、第2回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 16時39分)